

自主規制モニター会議

次第

(2022年3月8日(火) 16:00~18:00)

I 開会

II 会長挨拶

III 新任委員紹介 【資料1】

IV 議事

1. 自主規制の活動報告（運営状況） 【資料2】

- (1) 品質管理レビュー制度
- (2) 個別事案審査制度
- (3) 審査申立て制度
- (4) その他

2. 自主規制の活動報告（論題）

(1) 公認会計士・会計監査に関する議論の状況

- ① 金融審議会公認会計士制度部会の状況、公認会計士法改正の動向

【資料3-1】

- ② 関連する協会の取組

【資料3-2】

(2) その他

【資料4】

V 閉会

会議資料

資料No.	資料
1	委員名簿
2 [*]	自主規制の活動報告（運営状況）
3-1	金融審議会公認会計士制度部会報告（概要）（2022年1月4日金融庁公表）
3-2	上場会社の監査品質維持・向上のための日本公認会計士協会の取組
4	監査意見不表明及び有価証券報告書等に係る訂正報告書の提出時期に関する留意事項

※ 会則第111条第4項ただし書により資料の一部が非公表とされています。

自主規制モニタ一会議委員

(五十音順、敬称略)

氏名	役職等
こばやし まり 小林 麻理	早稲田大学 教授
その まり 園 マリ	公認会計士 元・証券取引等監視委員会委員
ひらの たけし 平野 剛	日本取引所自主規制法人 常務理事
まつの まさと 松野 正人	日本監査役協会 会長
みやけ ひろし 三宅 弘 (副議長)	原後綜合法律事務所 弁護士
みやぞの まさたか 宮園 雅敬	年金積立金管理運用独立行政法人 理事長
もりもと まなぶ 森本 学	日本証券業協会 副会長
やまうら ひさし 山浦 久司 (議長)	日本公認会計士協会 外部理事 明治大学 名誉教授

【資料2】



日本公認会計士協会

自主規制の活動報告(運営状況)

2022年3月8日
自主規制モニタ一会議



目次

1. 品質管理レビュー制度等の運営状況
2. 個別事案審査制度の運営状況
3. 品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度の連携
4. 審査申立て制度の運営状況
5. その他（行政処分勧告対象監査事務所に係る対応）

1. 品質管理レビュー制度等の運営状況①

● 2021年度品質管理レビューの実施状況（2021年10月～2022年1月）

単位：監査事務所

	実施監査事務所数	審議件数		残件数
		～2021.9	2021.10～ 2022.1(注1)	
通常レビュー	76	5	30	41
特別レビュー	1	0	0	1
改善状況の確認	9(注2)	1	1	7

(注1) 会則第80条第4項に基づく個別事案審査（監査・規律審査会）への連携案件1件あり

(注2) 前回の通常レビューから業務管理体制の変容（新規受嘱多数）があった1監査事務所増加
レビュー拒否（中止）により1監査事務所減少

1. 品質管理レビュー制度等の運営状況②

● 上場会社監査事務所登録制度の運営状況（2022年1月末時点）

《上場会社監査事務所名簿等の登録状況》

単位：監査事務所

	2021.9末	増加	減少	2022.1末 ^(注)
本登録事務所	124	0	0	124
準登録事務所	17	1	0	18
品質管理レビュー実施前 監査事務所	(13)	(1)	(0)	(14)
品質管理レビュー実施済 監査事務所	(4)	(0)	(0)	(4)
登録事務所計	141	1	0	142

(注) 2021年10月～2022年1月までに登録不可とされた監査事務所、レビューの実施結果を受けて登録を抹消した監査事務所はない

2. 個別事案審査制度の運営状況①

● 2021年度個別事案審査の実施状況

対象期間：2021年10月1日～2022年1月31日

▶ 監査・規律審査会の審議状況

	案件数		案件数
繰越案件	19件	終了事案 (うち綱紀審査会)	9件 (5件)
新規案件	5件	次月繰り越し	15件

開催回数：4回

▶ 綱紀審査会の審議状況

	案件数		案件数
繰越案件	9件	終了事案	4件
新規案件	6件	次月繰り越し	12件

※1

※2 開催回数：8回

※1 監査・規律審査会における結審後、審査要請手続中の事案があることから、件数に差異が生じています。
(期首の繰越で2件、次月繰越で1件)

※2 一つの倫理事案において、事案を分割して一部議決としたため、案件数に差異が生じています。

2. 個別事案審査制度の運営状況②

▶ 監査・規律審査会の終了事案 9件の内訳

終了事案 9件	案件数	結論	案件数
監査事案	4件	問題なし	2件
		改善勧告	2件
		綱紀回付	0件
倫理事案	5件	問題なし	0件
		改善勧告	0件
		綱紀回付	5件

▶ 綱紀審査会の終了事案 4件の内訳

終了事案 4件	案件数	結論	案件数
監査事案	1件	問題なし	1件※
		改善勧告	0件
		懲戒処分	1件※
倫理事案	3件	問題なし	0件
		改善勧告	1件
		懲戒処分	2件
		戒告	0件
		会員権停止	2件
		退会勧告	0件

※ 複数の対象会員がいる事案で「問題なし」と「懲戒処分」の結論が出ているため、案件数に差異が生じています。

3. 品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度の連携

● 連携の状況

▶ 案件の連携

- 互いの制度の所管に関わる重要な案件（監査・規律審査会の調査・審査事案に関し審査会長が必要と認めた案件／品質管理レビューにおいて監査事務所の監査意見の妥当性又は会則等への準拠性に疑念が生じた案件）について相互に報告

〈2021年10月～2022年1月の報告状況〉

品質管理委員会から監査・規律審査会への報告：1件

監査・規律審査会から品質管理委員会への報告：1件

- 各制度の機能の違いを踏まえつつ、自主規制全体として一体感のある対応を行うため、報告後の各制度における対応や考え方についても必要に応じて共有

▶ その他の連携

- 調査の重複回避等、効率的かつ効果的な運用を図るためのモニタリング情報、各制度における取上げ状況等の適時の共有など

◆ 参考条文(制度間の連携)

日本公認会計士協会会則

(監査・規律審査会の設置及び職務)

第60条 本会は、会員の監査業務の適正な運用発展並びに会員及び準会員の規律の維持を図るため、会員の監査実施状況（第77条第2項に規定する品質管理レビューに関する事項を除く。以下同じ。）及び監査意見の妥当性並びに会員及び準会員の倫理に関わる事項について調査及び審査を行い、必要な措置をとるものとする。

2 前項の目的を達成するため、本会に監査・規律審査会を置く。

3～5 (省 略)

6 監査・規律審査会の審査会長は、調査及び審査をする事案に関し必要と認めるときは、その内容を品質管理委員会の委員長に報告することができる。

7・8 (省 略)

(品質管理レビュー)

第77条 本会は、法第46条の9の2の趣旨を踏まえ、監査業務の公共性に鑑み、会員の監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、もって監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、監査を遂行する主体としての公認会計士又は監査法人（以下この章において「監査事務所」という。）が行う監査の品質管理のシステムの整備及び運用の状況について次項に規定する品質管理レビューを実施する。

2～5 (省 略)

6 品質管理レビューを受ける監査事務所は、品質管理委員会が効率的かつ適切に品質管理レビューを実施できるように、全面的に協力しなければならない。この場合において、当該監査事務所は、品質管理委員会が必要と判断した全ての記録、書類及びその他の情報を品質管理委員会に提出し、品質管理委員会からの書面又は口頭による質問に対して遅滞なく回答しなければならない。

7・8 (省 略)

(品質管理委員会の設置、職務及び権限)

第80条 本会に、第77条第1項の目的を達成するとともに、次節に規定する上場会社監査事務所の登録に関する事項を所掌するため、品質管理委員会を置く。

2・3 (省 略)

4 品質管理委員会の委員長は、品質管理レビューを通じて、監査事務所が表明した監査意見の妥当性に疑念が生じた場合又は監査事務所の本会の会則及び規則への準拠性に疑念が生じた場合には、その内容を監査・規律審査会の審査会長に報告することができる。

4. 審査申立て制度の運営状況

■ 適正手続等審査会（2019年10月～）

- ▶ 個別事案審査制度における懲戒の処分内容及び品質管理レビュー制度における措置の決定に係る会員からの審査申立てについて審査を行う機関
- ▶ 構成員：委員5人（うち3人は会員外の学識経験を有する者）
- ▶ 審査申立ての対象

個別事案審査制度	綱紀審査会が決定した懲戒の処分内容
品質管理レビュー制度	上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない決定 等



適正手続等審査会の運営状況 (2021年10月1日～2022年1月31日)

	案件数		案件数
繰越案件	3件	終了事案	0件
新規案件	0件	次月繰越	3件

開催回数：3回

仁智監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

令和4年1月21日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、公認会計士法第49条の3第2項の規定に基づき、仁智監査法人（法人番号7010005018195、以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第41条の2の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 業務管理態勢

当監査法人は、前回の審査会による検査の結果に関し、金融庁から業務改善命令（業務管理体制の改善）を受けているほか、日本公認会計士協会の品質管理レビューにおいても、複数回にわたり限定事項付き結論が付された品質管理レビュー報告書を受領して改善勧告を受けており、その都度、監査品質の改善に取り組んだとしている。

しかしながら、法人代表者及び品質管理担当責任者を含む各社員においては、各人の個人事務所等における非監査業務への従事割合が高く、当監査法人における監査の品質の維持・向上に向けた意識が希薄なものとなっていることから、上記の改善勧告等を法人の業務運営の根幹に関わる問題として認識していない。また、法人代表者及び品質管理担当責任者は、監査品質の改善に向けてリーダーシップを発揮していないなど、品質管理のシステムを有効に機能させる態勢を構築する意識が欠如している。さらに、当監査法人の各社員は、自らが関与していない個別監査業務における品質の改善状況を監視する必要性を認識していないなど、法人の業務運営に対する社員としての自覚に欠けている。このように、当監査法人においては、社員同士が互いに牽制し、監査品質の維持・向上を図る組織風土が醸成されておらず、組織的監査を実施できる態勢となっていない。

そのため、法人代表者及び品質管理担当責任者は、監査品質の維持・向上を図る意識が欠如していたことから、品質管理レビューでの指摘事項に関し、同様の不備の発生防止のための根本原因分析を十分に実施していないほか、実施していない改善措置を実施したものと日本公認会計士協会に報告するなど、改善措置の実施に真摯に取り組んでいない。また、法人代表者及び品質管理担当責任者は、現行の監査の基準に対する理解や、基準が求めている品質管理及び監査手続の水準に対する理解が、自らを含む監査実施者に不足していることを十分に認識していない。さらに、当監査法人は、各社員の合意に基づいて品質管理活動を含む業務運営を行う方針としているにもかかわらず、各社員は、当監査法人における現状の品質管理態勢を批判的に検討していないなど、監査品質の維持・向上に貢献していない。

こうしたことから、下記2.に記載するとおり、品質管理レビュー等での指摘事項に対する改善が不十分で同様の不備が繰り返されていること、詳細な監査計画の策定等において重要な基礎データとなる執務実績時間を集計・管理する態勢を整備していないこと、適切な監査業務に係る審査を実施していないことなど、品質管理態勢において、重要な不備を含めて広範かつ多数の不備が認められている。

また、下記3.に記載するとおり、今回審査会検査で検証対象とした全ての個別監査業務において、業務執行社員及び監査補助者に監査の基準に対する理解が不足している状況及び職業的懐疑心が不足している状況が確認され、それらに起因する重要な不備を含めて広範かつ多数の不備が認められている。

2. 品質管理態勢

(品質管理レビュー等での指摘事項の改善状況)

法人代表者及び品質管理担当責任者は、品質管理レビュー等での指摘事項に対し、根本原因分析を行い、これを踏まえた改善措置の策定を行ったとしている。

しかしながら、法人代表者及び品質管理担当責任者は、監査品質の維持・向上を図る意識が欠如していたことから、同様の不備の発生防止のための根本原因分析を十分に実施していないほか、実施していない改善措置を実施したものととして日本公認会計士協会に報告するなど、改善措置の実施に真摯に取り組んでいない。

その結果、今回審査会検査で検証した個別監査業務の全てにおいて、これまでの品質管理レビュー等での指摘事項と同様の不備が繰り返されている。

(執務実績時間の管理)

法人代表者及び品質管理担当責任者は、各専門要員の執務実績時間を集計・管理する態勢を構築せずとも、当監査法人の業務に支障はないと思い込んでいたことから、被監査会社への監査見積時間の提示、詳細な監査計画の策定、社員・職員の評価等の重要な基礎データとなるにもかかわらず、これを集計・管理する態勢を整備していない。

(監査業務に係る審査)

品質管理担当責任者は、「監査の品質管理規程」に対する理解が不足していたことから、業務執行社員が新規に受嘱した上場被監査会社3社の審査担当社員を指名している状況を看過している。また、品質管理担当責任者は、不正事案が発生した監査業務について、「監査の品質管理規程」で定められた社員会における審査が実施されていない状況を看過している。くわえて、複数の審査担当社員は、監査の基準で求められる監査手続の水準を十分に理解しておらず、また、一部の審査担当社員は、特別な検討を必要とするリスク等に係る監査上の重要な監査調書を査閲していない。その結果、今回審査会検査において指摘した重要な不備を審査において指摘できていない。

このほか、「内部規程の整備及び運用」、「法令等遵守態勢」、「独立性」、「監査契約の新規の締結及び更新」、「監査実施者の教育・訓練及び評価」、「監査補助者に対する指示・監督及び監査調書の査閲」、「監査調書の整理・管理・保存」及び「品質管理のシステムの監視」に不備が認められる。

このように、当監査法人の品質管理態勢については、品質管理レビュー等での指摘事項の改善状況、執務実績時間の管理、及び監査業務に係る審査において重要な不備が認められるほか、広範かつ多数の不備が認められており、著しく不適切かつ不十分である。

3. 個別監査業務

業務執行社員及び監査補助者は、監査の基準や、監査の基準で求められる監査手続の水準の理解、特に、不正リスクの評価及び対応に係る手続に関する理解が不足しているほか、経営者の主張を批判的に検討していないなど、職業的懐疑心が不足している。

また、業務執行社員及び監査補助者は、監査品質の維持・向上に対する意識が不足しており、このため、リスク評価手続やリスク対応手続について、見直しの必要性を認識することなく、過年度と同様の監査手続を実施している。くわえて、業務執行社員は、自らが

果たすべき役割を認識しておらず、被監査会社が行う事業や取引の十分な理解に基づき、監査上のリスクを適切に評価する意識が不足しているほか、監査補助者を過度に信頼していたことから、監査補助者に対する十分な指示・監督及び監査調書の適切な査閲を実施していない。

これらのことから、収益認識に関する不正リスクの識別及び不正リスクの対応手続が不適切かつ不十分、受注損失引当金に係る会計上の見積りに関する検討が不適切かつ不十分、重要な構成単位に関する監査手続が不適切かつ不十分などの重要な不備が認められる。

上記のほか、継続企業の前提に関する検討が不十分、固定資産の減損に係る会計上の見積りの検討が不十分、工事進行基準に対するリスク対応手続が不十分、重要な勘定残高に対するリスク対応手続が不十分、監査チームメンバーの独立性の確認が不十分、重要性の基準値に関する検討が不十分、棚卸立会に係る手続が不十分、内部統制や財務報告に関連する情報システムの理解が不十分、監査役等とのコミュニケーションが不十分など、広範かつ多数の不備が認められる。

このように、検証した個別監査業務において、重要な不備を含めて広範かつ多数の不備が認められており、当監査法人の個別監査業務の実施は著しく不適切かつ不十分なものとなっている。

お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会事務局

審査検査課

(代表) 03-3506-6000 (内線 2485)

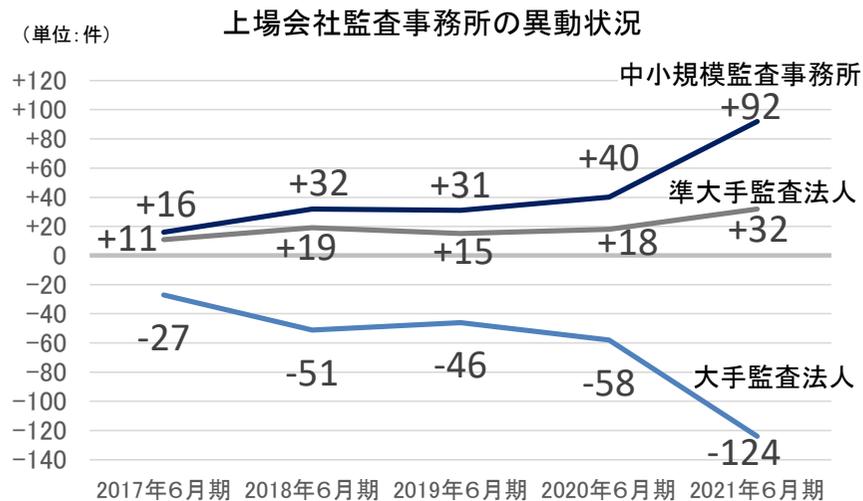
金融審議会公認会計士制度部会報告（概要）

会計監査を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、
会計監査の信頼性確保や公認会計士の一層の**能力発揮・能力向上**に資する公認会計士制度を実現

会計監査の信頼性確保

上場会社監査に関する登録制の導入

背景：上場会社監査の担い手の裾野の拡大



- 上場会社監査について、法律上の**登録制を導入**。
- 登録に際し、日本公認会計士協会が**適格性を確認**。
- 上場会社の監査事務所に対し、監査法人の**ガバナンス・コードの受入れ**などの体制整備や情報開示の充実を規律付け。

公認会計士・監査審査会によるモニタリング

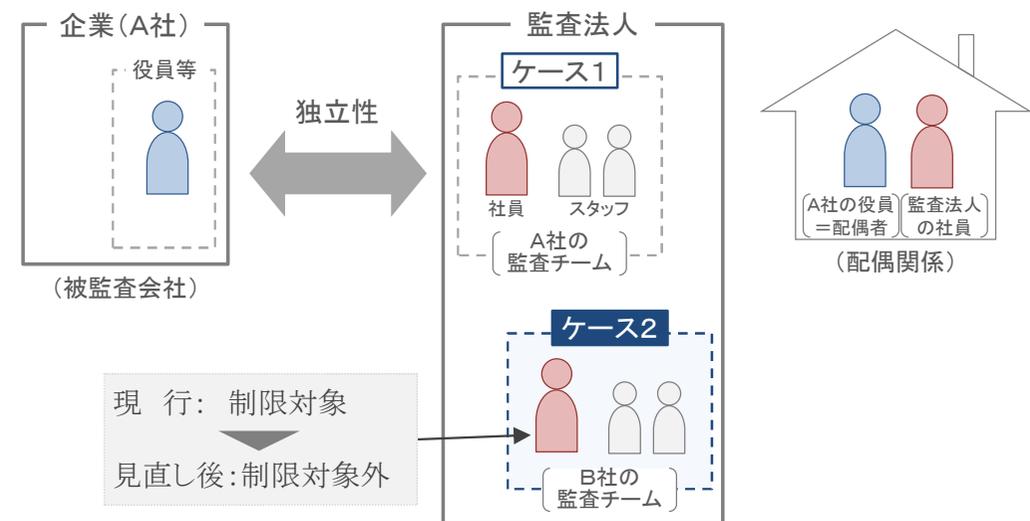
- 公認会計士・監査審査会の立入検査権限等の見直し

公認会計士の能力発揮・能力向上

監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し

背景：共働き世帯の増加、監査法人の大規模化

- 監査に関与する社員等に**業務制限の対象を限定**。
 （現行制度は、監査に関与するか否かを問わず、全社員が対象）



<その他の事項>

- 企業等に勤務している公認会計士の登録事項に「勤務先」を追加
- 資格要件である実務経験期間の見直し（2年以上→3年以上）
- 継続的専門研修の受講状況が不適当な者等の登録抹消規定の整備
- 日本公認会計士協会による会計教育活動の推進
 （協会の会則記載事項として会計教育活動を位置づけ）

上場会社の監査品質維持・向上のための 日本公認会計士協会の取組

2022年3月8日
自主規制モニター会議

上場会社の監査を取り巻く環境変化への対応

監査の担い手の裾野の広がり

上場会社監査

上場会社数が約3,900社に上り、中小監査事務所が監査を引き受けるケースが増加し、資本市場を支える不可欠な存在に

(2021年6月期で準大手32社、中小92社純増)

IPO監査等

IPO企業やスタートアップ企業の監査を引き受ける中小監査事務所が増加

監査品質の維持・向上の必要性

独立性の強化

特定の会社に対する報酬依存度に係る規制(15%ルール)等

品質管理基準の改訂

より積極的に品質管理上のリスクを捉えて対処する品質管理システムの整備・運用が求められる

会計上の見積りへの対応

上場企業の事業の複雑化・多様化と増大している会計上の見積りに対応できる体制

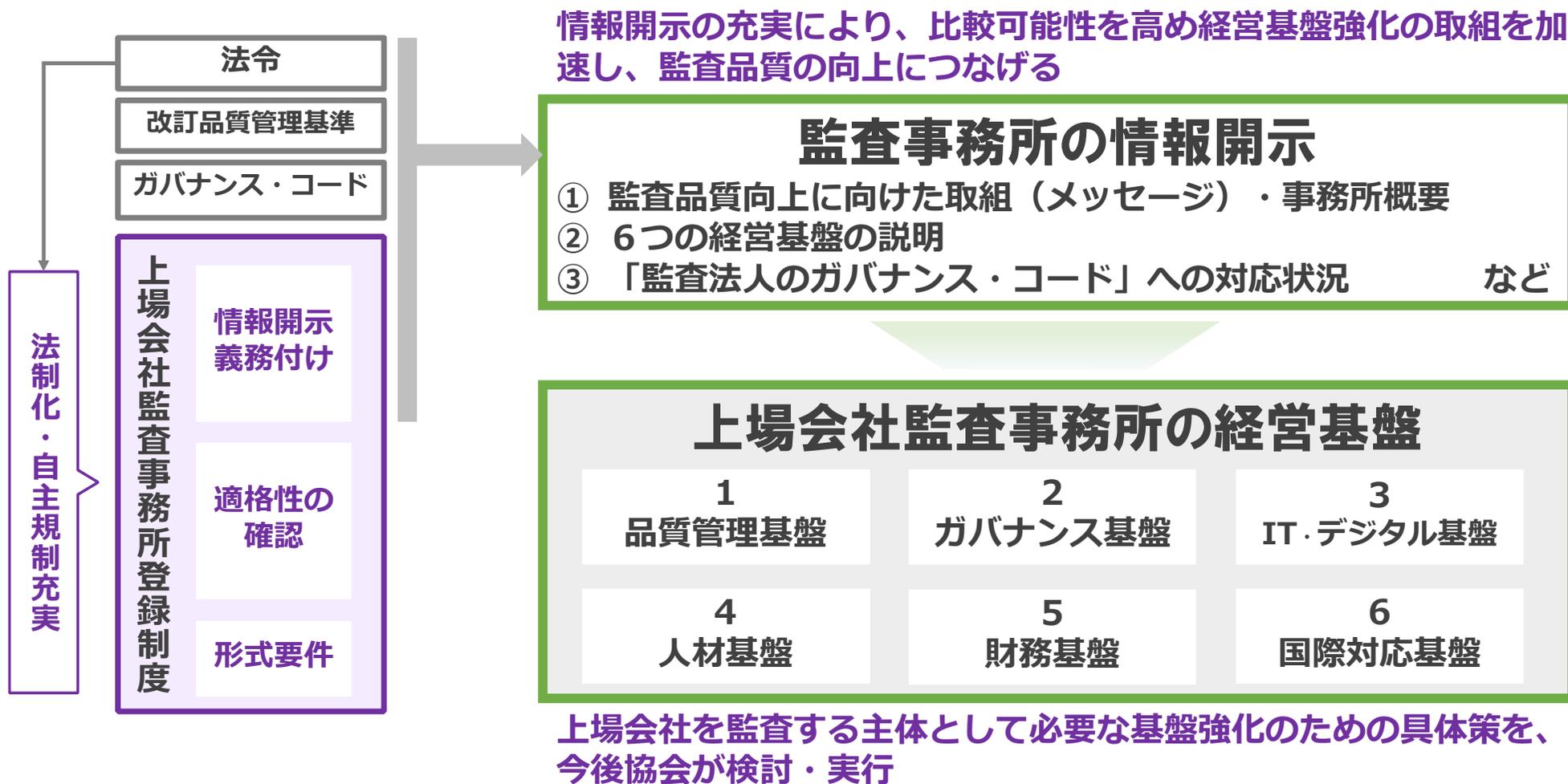
日本公認会計士協会の対応策

- 中小監査事務所の基盤強化の支援
- 中小監査事務所の情報開示の充実
- 上場会社監査事務所登録制度の充実
(品質管理レビューを通じた指導・監督)

会計監査の在り方に関する懇談会や金融審議会公認会計士制度部会における議論では、以下のような指摘もあった

- 協会から、上場会社監査を実施する者としての適格性の確認を受けることとすべき
- 公認会計士個人による上場会社監査について適切な対応を行うことは急務
- 中小監査事務所に対する体制面・ノウハウ面での支援を講ずるといった上場会社の監査の担い手の裾野を広げるための方策の一層の充実を検討する必要がある
- 上場会社の監査を行う全ての監査法人に対して、「監査法人のガバナンス・コード」の受け入れや、業務運営上のKPI等の情報開示の充実を求めることなどについて検討されるべきである
- 協会は育成支援策と合わせ、適格性に係る要件の見直しに向けた検討を行い、検討結果を実行すべき
- 登録を受けた監査事務所に対し、コードの受入れや、充実した情報開示を求めることなど

中小監査事務所の基盤強化と情報開示の充実



その他の取組

公認会計士の多様化

監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し

- ▶ 法改正の趣旨、規定の解釈の周知徹底等
(関連) 更なる女性会計士の活躍促進

実務経験期間の見直し

国際基準も踏まえ、実務経験要件を2年→3年に伸長

- ▶ 実務経験要件の伸長を前提に、公認会計士試験合格者が受講しなければならない「実務補習」の在り方も併せて検討

会計に関する教育・啓発活動の推進

協会の会則記載事項として会計教育活動を位置づけ

- ▶ 法律上認められた事業として、学校や社会での会計の普及に一層注力

監査品質の維持・向上に向けた取組

組織内会計士向けの指導・支援

企業等に勤務している公認会計士の登録事項に「勤務先」を追加

- ▶ 公認会計士の勤務実態を把握し、従来以上に適時の情報提供や資質向上策の充実を図る
(組織内会計士ネットワークの2021年12月時点の正会員は2,270名)

公認会計士としての義務を果たさない者への対応

継続的専門研修の受講状況が不適当な者等の登録抹消規定の整備

- ▶ 改めて研修の意義・重要性の周知徹底を図る
- ▶ 研修を受講しやすい環境の整備

公認会計士・監査制度の継続的な議論の必要性

残された課題を含め全体的に議論し早期に結論を得る必要

- ▶ 非財務情報を含む公認会計士の業務の拡大
- ▶ 業務に必要な資質の変容
- ▶ 試験・育成制度
- ▶ 大規模化した監査法人に関する制度

2022年3月1日

会員各位

日本公認会計士協会

監査意見不表明及び有価証券報告書等に係る訂正報告書の提出時期に 関する留意事項

昨今、過年度の会計不正が疑われるような状況の発生に際し、本来であれば当該事実関係の調査が完了し、訂正すべき内容が確定した時点で過年度の有価証券報告書等の訂正報告書が提出されるべきところ、当該事実関係の調査完了前に、過年度の有価証券報告書等に係る訂正報告書が提出され、監査意見を不表明とする事例が生じています。そのような状況を踏まえ、監査業務に従事する会員に、監査意見不表明及び有価証券報告書等に係る訂正報告書の提出時期に関して留意すべき事項を以下に示します。

1. 意見不表明の位置付け

監査人は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保するため、監査人が自ら入手した監査証拠に基づき、監査意見を表明することで、公共の利益に資することが求められています。

監査人は、入手した監査証拠の範囲では意見の表明ができないとの判断を下すこともあり得ますが、平成14年監査基準改訂にかかる前文や「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書（2019年1月22日公表）においては、「意見の表明ができないとの判断…中略…基本的には、そのような判断は慎重になされるべき」、「意見を表明できないことは、…中略…極めて例外的な状況」とされていることから、意見不表明は他の意見の種類と異なり、「極めて例外的な状況」にのみ許容されるものであることに留意が必要です（注1）。

会計不正が疑われるような状況が発生し、事実関係調査のための体制構築等の対応が必要な際には、有価証券報告書等の提出期限の延長が認められる場合もありますが、無制限に認められるものではないため、企業（当該企業の経営者及び監査役等。以下同じ。）と適時にコミュニケーションを行い、会計不正是正に向けた企業の対応が迅速に行われるように促すことが、監査人に対して期待されています（注2）。

2. 訂正報告書の提出時期の考え方

金融商品取引法上、訂正報告書は「有価証券報告書の提出者が当該有価証券報告書及びその添付書類のうち訂正を必要とするものがあると認めたとき」（金融商品取引法第24条の2において準用される第7条第1項参照）に企業が提出することとされています。

事実関係調査のための体制構築等の対応を行った場合における一般的なケースでは、進行年度の有価証券報告書等の提出期限までに全ての調査が完了し、訂正すべき内容が確定しているため、当該提出期限までに過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出した上で、進行年度の有価証券報告書等を提出することとなります（あるべきスケジュール）（注3）。

一方、延長後の有価証券報告書等の提出期限までに事実関係の調査が完了しない場合、当該提出期限の時点では訂正すべき内容が確定していない状況であると考えられるため、事実関係の調査が完了し、訂正すべき内容が確定した時点で、企業は、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出することになると考えられます（注4）。

以上の取扱いに関して、監査人は、企業と適時にコミュニケーションを行い、企業が適切な対応を行うよう促すことが期待されます。

なお、本取扱いにつきましては、関係者と協議済みであることを申し添えます。

最後に、新規の株式公開企業が増加傾向にありますが、監査法人・公認会計士には、資本市場のゲートキーパーとして、職業的懐疑心を発揮するとともに、企業の「不正を見抜く力の向上」が強く期待されていることに改めて留意をお願いいたします（注5）。

（注1）監査基準前文「監査基準の改訂について（平成14年）」三9(2)②及び会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会「会計監査に関する情報提供の充実について—通常とは異なる監査意見等に係る対応を中心として—」（平成31年1月22日公表）参照

（注2）金融商品取引法第193条の3第1項においては、監査証明を行うにあたって、特定発行者における法令違反等事実を発見した時は適切な措置をとるべき旨を当該特定発行者に遅滞なく通知することが求められています。また、同条第2項においては、法令違反等事実に係る法令違反の是正その他の措置をとるべき期間を経過しても特定発行者が適切な措置を取らず、かつ、法令違反等事実が特定発行者の財務計算に関する書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあり、当該重大な影響を防止するために必要があると認めるときは当局に当該事項に関する意見を申し出ることが求められています。

（注3）「金融商品取引法においては、過年度の財務諸表に対して重要な事項等を発見した場合、訂正報告書の提出が求められていることから、一般的には、訂正報告書を提出せずに、過去の虚偽表示を、当年度の財務諸表における比較情報を修正再表示することにより解消することはできないと考えられている。」（監査基準委員会研究報告第1号「監査ツール」第70項及び【新起草方針に基づく改訂版】「監査基準委員会報告書第63号『過年度の比較情報—対応数値と比較財務諸表』」の前書参照）

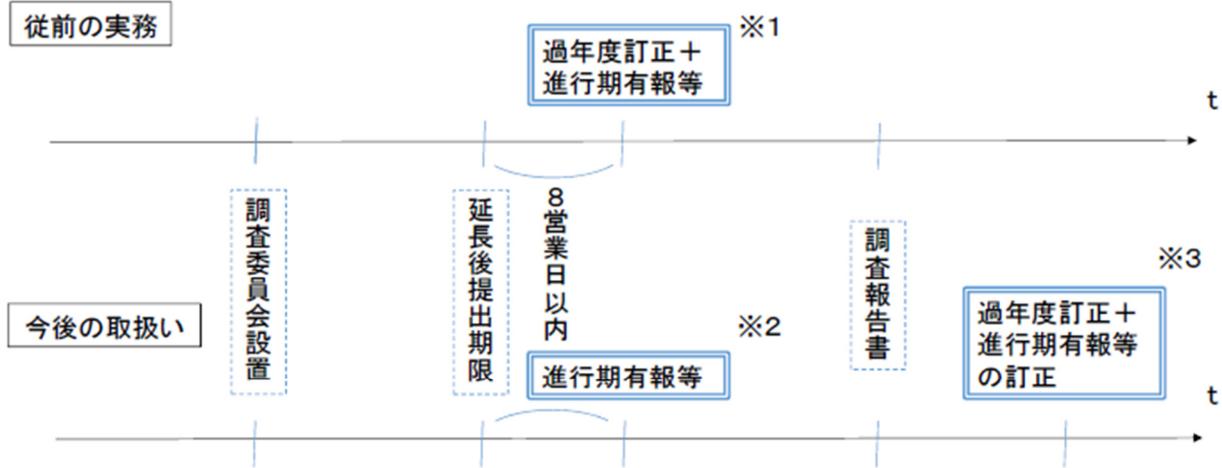
（注4）進行年度の有価証券報告書等については、関係当局に照会を行った上で必要な対応を行うことが考えられます。

（注5）「会計監査の在り方に関する懇談会（令和3事務年度）」論点整理—会計監査の信頼性確保に向けて—（令和3年11月12日）

以 上

(参考) 今後の取扱いのイメージ図

調査未了の段階で進捗期有報等を提出せざるを得ないケース



※1: 過年度訂正及び進捗期有報等がいずれも意見不表明

※2: 進捗期有報等は意見不表明

※3: 過年度訂正及び進捗期有報等の訂正はいずれも意見不表明以外の監査意見

以 上